

## 第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する 基本計画の概要

### 基本計画の構成

計画の構成	内 容
I 序	1 計画の趣旨 2 計画の位置付け 3 期間
II 総論	1 基本的な考え方 2 配偶者からの暴力被害の現状
III 各論	
目標1	○男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
目標2	○被害者の発見や相談体制の充実
目標3	○被害者の適切な保護
目標4	○被害者の自立の支援
目標5	○関係機関、団体の相互の連携協力
目標6	○職務関係者の研修、人材育成等の充実
目標7	○苦情への適切な対応
IV 施策体系図	

### 基本計画の概要

#### I 序

##### 1 計画の趣旨

配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定し、更に、平成21年3月には、平成21年度から25年度までの5カ年を計画期間とする第2次基本計画を策定し、配偶者暴力の防止及び被害者保護・支援に努めてきました。

この度の計画の改定に当たっては、平成25年6月の改正及び平成26年1月の「基本方針」の改定などに伴って新たに盛り込まれた事項を勘案するとともに、依然として増加傾向にある道内の暴力被害の現状や若年層に対する予防教育の必要性の高まりといった社会情勢を反映して計画の改定を行い、今後とも、この計画に沿って施策等を着実に推進し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指します

##### 2 計画の位置づけ

- (1) 法の規定に基づき、道における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を定めるものです。
- (2) また、本道の男女平等参画社会の実現に向け、北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害する暴力の根絶」に向けた施策の方向を示すものです。
- (3) 道の各機関は、相互に連携協力してこの計画の推進に当たり、また、他の行政機関、市町村、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進について理解と協力を要請します。

##### 3 期間

平成26年度から平成30年度までの概ね5年間

# 総論

## 1 基本的な考え方

- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実に努めます。
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 5 関係機関、団体の相互の連携協力を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のための切れ目のない支援に向けたネットワークの充実に努めます。
- 6 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めるとともに加害者更生の調査研究の促進に努めます。
- 7 被害者からの苦情に対しては、二次被害が生じることのないよう適切に対応します。

## 2 配偶者からの暴力被害の現状

### (1) 被害の状況

・ 配偶者からの被害経験					
配偶者から被害を受けたことのある人の割合（内閣府調査）					
平成23年	女性	32.9%	男性	18.3%	
平成20年	女性	33.2%	男性	17.8%	
・ 交際相手からの被害経験					
交際相手から身体的暴力を受けたことのある人の割合（内閣府調査）					
平成23年	女性	8.3%	男性	3.6%	

### (2) 相談等の状況

・ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（北海道）					
(件)					
年度	20	21	22	23	24
件数	3,029	3,108	3,125	3,435	3,586
・ 一時保護人数（北海道）					
(人)					
年度	20	21	22	23	24
人数	290	289	296	311	297
・ 保護命令事件の処理状況（北海道）					
(件)					
年	20	21	22	23	24
件数	137	131	118	105	113
・ 配偶者による暴力事件の検挙件数の推移（北海道）					
(件)					
年	20	21	22	23	24
配偶者による暴力事件	117	91	101	112	202
うち夫によるもの	103	84	95	102	187

など

## 各 論

### 目標 1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

#### 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりに積極的に取り組む必要があります。

そのため、北海道男女平等参画推進条例の趣旨にのっとり、配偶者や配偶者以外のパートナー、親しい男女間の暴力など男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向けて啓発を進めます。

また、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、関連機関との連携や民間団体との協力などにより、若年層を対象とした啓発活動が重要です。

##### (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進

- i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発
- ii 配偶者暴力についての認識の一層の浸透
- iii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発
- iv 児童虐待との関わりについての啓発
- v 外国人や障がい者への啓発

##### (2) 若年層に対する予防啓発の推進

- i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進
- ii 若年層への効果的な啓発の推進

### 目標 2 被害者の発見や相談体制の充実

#### 2 被害者の早期発見

配偶者からの暴力は、家庭という人目にふれることの少ない場所で、配偶者間という親密な関係の中で起こることから潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速、適切な対応に努める必要があります。

##### (1) 通報による早期発見

- ① 一般からの通報
  - i 通報の意義についての啓発
  - ii 関係機関への通報の啓発
- ② 医師その他の医療関係者からの通報
  - i 医療関係者への啓発
  - ii 被害者保護に向けた連携
- ③ 福祉関係者からの通報

##### (2) 通報等への適切な対応

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察官は、被害者の安全確保を第一として被害防止の措置・被害者の相談・一時保護の迅速、適切な対応に努めます。

- ① 配偶者暴力相談支援センター
  - i 被害者の安全確保
- ② 警察
  - i 被害の防止

### 3 相談体制の充実

相談体制の充実を図るためには、北海道の広域性を考慮する必要があり、被害者が身近な地域で相談したり情報を入手できるようきめ細かな対応に努めることが重要です。

被害者からの相談に対応するために、相談機能の強化、関係機関との連携の充実に努めます。

- ① 配偶者暴力相談支援センター
  - i 道立女性相談援助センターの相談機能の強化
  - ii 関係機関との全道的ネットワークの充実による相談体制の整備
  - iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実による相談対応の推進
  - iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進
  - v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備
- ② 警察
  - i 相談体制の充実と関係機関との連携
- ③ 市町村との連携
  - i 市町村の相談窓口との連携と支援
- ④ その他の関係機関との連携
  - i 全道的な相談機関のネットワークの充実
  - ii 多様な相談体制の整備
  - iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの充実

## 目標3 被害者の適切な保護

### 4 保護体制の充実

道立女性相談援助センターでの一時保護のほか、本道の広域性を考慮し、民間シェルター等に一時保護業務を委託するとともに、被害者本人の意思や状況等を勘案し、婦人保護施設や児童相談所などの一時保護所の活用等、状況に応じた施設での対応に努めます。

また、配偶者からの暴力相談に対応している関係機関では、相談があった場合、必要に応じ、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行います。

#### (1) 一時保護

- ① 道立女性相談援助センター(婦人相談所)
  - i 受入れ態勢の充実
  - ii 関係機関との緊密な連携
- ② 被害者の一時保護を委託する施設
  - i 全道的な一時保護体制の充実

#### (2) 保護命令制度の利用

- i 保護命令制度についての周知
- ii 保護命令についての適切な助言と支援

## 目標4 被害者の自立の支援

### 5 自立支援

被害者の意思を尊重しながら、被害者に対し求人情報の提供、生活保護等について福祉事務所との連絡調整、保護命令の手続や離婚調停手続の相談対応、一時保護所退所後のアフターケアや

弁護士相談の紹介等、自立支援に向けた援助に取り組んでいきます。

- i 総合的な支援体制の整備
- ii 就業の促進
- iii 住宅の確保
- iv 援護制度の活用
- v 健康保険に関する適切な情報提供
- vi 国民年金に関する適切な情報提供
- vii 同居する子どもの就学等
- viii 住民基本台帳の閲覧等の制限
- ix その他

## 目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

### 6 民間団体との連携

被害者の相談、一時保護及び自立支援に当たっては、公的機関だけでなく、積極的に活動している民間団体とも連携を強めながら、被害者への支援体制の充実に努めます。

- i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実

### 7 市町村、関係機関、団体等との連携協力

被害者の保護、自立支援に関わる施策を総合的に推進するため、関係機関によるネットワークの充実に努めます。

- i 全道的ネットワークを活用した配偶者からの暴力防止支援の充実
- ii 地域ネットワークを活用した具体的な問題解決の推進
- iii 市町村基本計画に対する支援

## 目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実

### 8 職務関係者の研修、人材育成

配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、適切に被害者からの相談・自立支援を行うため、専門研修等により職務関係者の人材育成に努めます。

- i 専門性を高める研修の推進
- ii 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進
- iii 相談担当職員に対する配慮

### 9 加害者更生に関する調査研究等の促進

国に対して、加害者更生のための指導方法についての調査研究を進め、効果的なカウンセリング・プログラムの開発等の有効な具体的手法の開発を進めることについて、引き続き要請します。

- i 加害者更生の研究促進に係る国への要請及び情報収集

## 目標7 苦情への適切な対応

### 10 苦情処理

被害者からの苦情処理に当たっては、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、苦情申立者に処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たすよう努めます。

- i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進